



令和 4 年 12 月号



三上税理士法人発行
オリジナル事務所通信

代表
便り

健康経営！！

もうすぐ冬ですね～♪ ちょっと運動してみませんか？

ということで、弊社ではこの度、福利厚生の一環としてスポーツジムの法人契約をいたしました。

私個人としては、コロナ前まで契約していた春日井市篠木町のスポーツジム「アイレクススポーツクラブ」に、コロナも落ち着いてきたし戻ろうかなと思っております。ホームページを閲覧していたところ、なんと法人契約があるじゃないですか！

その法人契約がちょっと珍しい契約形態で、月 15,000 円位で 1 枚の会員証を会社の従業員全員が使えるというもの。(ただし、月 45 回まで)

なので、午前中勤務のパートさんが午後使用して、夜は正社員が使用すると被らないですし、コスパが高いと判断しました。もちろん私も使うのですが、忙しくて行っても週に 1 回位だから、個人会員の 1 万円も意外と高くつくと思っていたんですね。しかも、個人会員では法人の経費にできませんが、法人会員なら経費に出来ますし(笑) 従業員の中にもジムに契約している人もいるし、個人契約の分は解約してもらったら可処分所得も増えます。

採用に関しても、スポーツジム使い放題！なんて魅力的なフレーズがあると、集まりやすいかなーと。

いずれにしても、お金よりもやっぱり健康が 1 番大事！

読者の皆さんの中に会員の方がいらっしゃったら、従業員一同、仲良くしてくださいませ♪



年末年始休業日のお知らせ

年末年始休業日：令和 4 年 12 月 29 日（木）～ 令和 5 年 1 月 5 日（木）

※ **年内の通常営業は 12 月 28 日（水）まで** となります。

年始は 1 月 6 日（金）より通常営業致しますので、何卒よろしく申し上げます。



12 月の税務

- ・ 固定資産税（都市計画税）の第 3 期分納付 **納付期限…12 月中において各自治体の条例で定める日**
- ・ 給与所得の年末調整
- ・ 10 月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税）、**申告期限…1 月 4 日(水)**
- ・ 4 月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）(半期分)**申告期限…1 月 4 日(水)**

本店
便り

【朗報】「副業 300 万円以下は雑所得」が見直しに！

文責：亀田

以前の DR.tax(令和 4 年 10 月号)で、副業収入が雑所得として扱われ、給与所得等と損益通算(相殺)することなどが行えなくなることについてご紹介しました。令和 4 年 8 月 31 日時点ではこの改正はまだ正式決定していませんでしたが、今回、その改正案が大幅に修正されたので、ご説明します。

【修正された内容】

■ 「主たる所得」削除

副業(不動産賃貸収入は除く)収入でも要件を満たせば、事業所得になります。

■ 「収入金額が 300 万円を超えない」削除

修正前は帳簿の有無に関係なく、副業の年収が 300 万円以下ならすべて雑所得でしたが、社会通念で判断されるようになります。

■ 「帳簿書類の保存」追加

帳簿の保存をすることによって、事業所得と判断されることになります。



つまり、副業収入 300 万円以下の方で、事業所得と判断されるためには、帳簿書類等の保存が必要となります。管理をお願い致します。

【事業所得・雑所得の判断図】

収入金額	記帳・帳簿書類の保存有	記帳・帳簿書類の保存無
300万円超	※社会通念で判断	※社会通念で判断
300万円以下		業務に係る雑所得

※社会通念上の事業とは…営利性、有償性があるか。企画遂行性や継続・反復して営んでいるか。など…

ご不明な点等ございましたら担当までお申し付けください。

【参考】

国税庁 「所得税基本通達の制定について」(法令解釈通達)の一部改正(案) (雑所得の例示等) に対する意見公募の結果について

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000242043>

国税庁 No.1500 雑所得

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1500.htm>

インター
店
便り

お風呂はぬるめが好みです ♪

文責：大脇

こんにちは。師走を迎え、なにかと気ぜわしくなってきましたね。

事務所も先月より年末調整業務に入りバタバタしております。帰日も遅くなり、より一層お風呂タイムが至福の時間となっています♪お風呂でぬくぬくしながら有吉の壁や太田上田を観る…ん～整う～♪

お風呂といえば、本店の平成っ子と話をしていたら、平成っ子は「お風呂を沸かす」と表現するんですよ。え？「お風呂をたく」じゃなくて？？聞けば、桶もなく、シャワーで体を流すとか。そうですよね、今じゃシステムバスのボタンを一個ポンと押すだけで指定した温度のお湯が張られる…そして、指定した量に達したらお姉さんの声で「お風呂がわきました」。私が小さなころは、蛇口からお湯が出るなんてとんでもない！風呂釜に水をはり薪で焚いていました(途中からガスに代わりましたが)。あれが大変なんですよ。ほっといたらチンチコチンになっているとか、上だけ熱くて、「もう入っていいかな」と足を入れると下の方は冷たいとか(笑) この数十年でお風呂一つとっても変わったなあ、としみじみ。

<次のページへ続く>

<前のページからの続き>

私の心の故郷ウガンダでは、浴槽に入る習慣はなく、自宅にバスタブがある家も金持ちだけです。ウガンダへ行った際はお湯を沸かしてシャワーを使用しますが、みんなは水シャワーが一般的です。毎日お風呂に入れるって幸せなことですね。



さて、前年未週刊誌等で「110万円まで非課税の暦年贈与がなくなる」等と騒がれていましたが、今年も一部週刊誌で載っていましたので【贈与】についておさらいします。

夫婦や親子、兄弟姉妹、孫等扶養義務者間で財産を移転させる場合、一義的に贈与となります。しかし、生活費や教育費、冠婚葬祭費等の贈与で、通常必要と認められる範囲のものであれば課税対象とはなりません。税法上では、民法に定める扶養義務者（直系血族、兄弟姉妹および家庭裁判所が認めた場合は3親等内の親族）と、扶助義務を有する配偶者を扶養義務者と定義しています。扶養義務者間で通常必要と認められる場合は非課税贈与と認められております。具体例としては下記が挙げられます。

① 子どもの学費、下宿先の賃料、水道光熱費、食費等負担

→親が経済力のない子どもに必要な生活費や教育費を負担することは、民法に規定する直系血族間の扶養義務の履行といえます。

② 妻や親の老人ホーム入居金を負担

→夫（子）が経済力のない妻（親）に介護付き老人ホームの入居金を負担するのは、民法に規定する直系血族間の扶養義務の履行といえます。

但し、生活資金や教育資金を贈与する場合でも、通常必要と認められる範囲を超えて贈与し、受贈者が使い切れずに貯金したり、株式等資産の購入に充てられた場合は贈与税が課税されます。老人ホームの入居金を負担する場合でも、高額で広い居室の時には課税される可能性が高くなります。

ご不明点等ございましたら担当者まで…。

経営
情報

スマホアプリ納付の開始

文責：谷川

国税庁は10月21日、新たなキャッシュレス納付手段として、12月1日から「スマホアプリ納付」を開始すると公表しました。「国税スマートフォン決済専用サイト」から納税者が利用可能なPay払いを選択して納付できるようになります。

対象となるPay払いは6種類（PayPay、d払い、au PAY、LINE Pay、メルペイ、Amazon Pay）。いずれもアカウント残高を利用した支払方法のみ利用可能となり、事前にチャージが必要となります。

全ての国税の税目が納付可能となり、一度の納付での上限金額が30万円となります。

従来のクレジットカードによる納付と比べ手数料がかからず、どこの場所でも納付が可能のため使い勝手が良さそうです。

詳しい情報は12月1日(木)に国税庁のHPに掲載されます。



【参考資料】国税庁 HP より

- ・ https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/smartphone_nofu/pdf/leaflet.pdf
- ・ https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/smartphone_nofu/index.htm

※国税スマートフォン決済専用サイトは令和4年12月1日(木)からアクセス可能

行楽
日記

春日井まつり

文責：小栗

10月15、16日に開催された「春日井まつり」に2日間出掛けました。

15日(土)は、娘と息子がダンスステージに出演するため、16日(日)は、息子が幼稚園からパレードに参加するため、結果2日間とも遊びに出掛けなくてはならないことに…。

コロナ禍でネット開催の年などあったそうですが、今年は3年ぶりの“リアル開催”だったそうです。

私事ですが、高校も独身時代に勤めた会社も春日井市内だったのですが、「春日井まつり」にちゃんと遊びに出掛けるようになったのは、子どもができてからでした。

また、今年は娘のお友達家族と一緒に行動したので、露天商が並ぶ通りなど初めて行く場所もありました。焼きそば、たこ焼き、リンゴ飴やチョコバナナ、容器が光るやたら高いジュースなど、THEお祭り！な食事を久々に楽しむことができました。

(本当は、商工会議所青年部の「おしごと体験パルケ de キッズランド」のチケットが代表からもらえると聞いていたので、「かき氷やりたーい！」「車乗りたーい！」とそちらに行く気満々だったのに、学校の友達と会うと「行かなくて大丈夫～！」と即却下されました…。)

2日間とも汗ばむぐらいの晴天で、来年も同じように、できることならマスクを外して楽しめるといいなと思いました。

写真は、「春日井まつり」で娘が必ず食べるサボテンラーメンと、私が必ず買う市内和菓子屋さんの栗きんとんと鬼まんじゅうの食べ比べセットです♡



無料経営相談について

誠に勝手ながら、本年12月から来年3月までの期間
無料経営相談は **お休み** させていただきます。

ご理解のほど、よろしくお願いいたします。
お困りのことがございましたら、担当者までご連絡ください。



三上税理士法人

- 本店 〒486-0914 愛知県春日井市若草通 4-92 TEL:0568-44-2022 / FAX:0568-44-2039
- 春日井インター店 〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町 108-9 TEL:0568-82-7770 / FAX:0568-82-7771
- ◆ 共通メールアドレス mikami@taxer.info